

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

一 主権者教育について

(一) ア 小学生に対する署名活動について

【要旨】

新聞報道によると、足立区において日本共産党の運動員が帰宅途中の小学生に対し、「お父さんやお母さんが死んだら困るでしょ」などと話しかけ、安全保障関連法案への反対署名を求めたとのことであり、同様な案件が、他区・県でもあったと報道されている。

区においては、このような小学生に署名を求めることについてどう考えるか？

坂口 勝也

公明

個人

八

一(一)ア

はじめに、主権者教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、小学生に署名を求めることについてのお尋ねです。

一般的に、団体や個人が自ら掲げる主義・主張への賛同者を募ることは広く認められておりますが、必ずしも、内容の是非を十分に判断する能力が備わっているとはいえない小学生に対する署名活動は、十分に配慮すべきであると考えております。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

一 主権者教育について

(一) イ 春日部市の中学校や

松戸市の小学校で起きた政治的文書の配布について

【要旨】

春日部市の公立中学校、

松戸市の公立小学校において、

教員が児童・生徒に

安全保障関連法廃止などを

主張する文書を配布した。

このことについて、

どのように考えているか伺う。

【事案説明】

○春日部市公立中学校

平成27年9月、教員がホームルームで、安全保障関連法への反対デモを取り上げた日本共産党機関紙「赤旗」のコピーと安部首相の70年談話を「欺瞞」とする文書を生徒に配布。12月にも舞ナンバー制度を批判する文書を生徒に配布。

○松戸市公立小学校

平成28年5月、安全保障関連法廃止の署名を求めるチラシを1年生の児童94人に配布。

坂口 勝也

公明

個人

八

一(一)イ

私からは、主権者教育にかんする
ご質問に順次お答えします。

はじめに、春日部市の中学校や

松戸市の小学校で起きた

政治的文書の配布についてです。

ご指摘のケースは、マスコミの報道によれば、

特定の政党の方針や批判などが書かれた

文書や署名を求めるチラシを

児童・生徒に配布したものであり、

学校教育の政治的中立性の確保の観点からも

著しく配慮に欠けた行為であると

認識しています。

教育委員会といたしましては、

今後も、学校教育に対する

区民の信頼を損なうことがないよう、

【後頁に続く】

(答 弁 案)

教育長答弁

教育振興部教育指導課

坂口 勝也

公明

個人

八

【前頁から続く】

教職員の服務規律の徹底を

図ってまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

一 主権者教育について

(二)

ア 今回の参院選における十八歳、十九歳の投票率と二十代、三十代の投票率を示せ。

【要旨】

本年の参議院議員選挙により、約七十年ぶりに選挙権年齢の引き下げが行われた。

近年、若者の投票率が低い現状をふまえ、主体的に政治にかかわることを期待する。

坂口 勝也

公明

個人

八

一 (二) ア

私からは、主権者教育にかんする質問のうち、参議院議員選挙における投票率の質問と、

投票環境の向上に関する質問に、お答えいたします。

昨年の公職選挙法の改正によって、

選挙権年齢を引き下げて、初めて執行した、

本年七月の参議院議員選挙、東京都選出の、

北区における投票率は、区内全体で、

五十九・八六パーセントでした。

主な年齢・年代別では、

十八歳、六十・九三パーセント、

十九歳、五十三・四七パーセント、

二十代、四十一・三五パーセント、

三十代、五十二・八〇パーセントであり、

とりわけ、十八歳の投票率は、

区全体の投票率より、高い結果となりました。

【次頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	八
-------	----	----	---

【前頁から続く】

なお、詳細につきましては、

所管の委員会で、報告いたします。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

- 一 主権者教育について
- (二) イ 小中学校の主権者教育について

【要旨】

総務省は、早い段階から、
発達段階に応じて主権者教育の取組を
進めていくことが必要とあるが
区の小中学校の主権者教育について、
どのように考えているか、また現状について伺う。

一(二)イ

次に、小中学校の主権者教育についてお答えします。

主権者教育は、単に政治のしくみについて

必要な知識を習得させるにとどまらず、

主権者として社会の中で自立し、

他者と連携・協働しながら、

社会を生き抜く力や地域の課題解決を

社会の構成員の一人として

主体的に担うことができる力を

身に付けさせることであると考えます。

今年度より、選挙の投票権が

十八歳から与えられるようになったことから、

小中学校の段階においても、

主権者として

主体的に政治に参加することの

意義を指導することが重要となっています。

【後頁に続く】

【前頁から続く】

現在、小中学校では、

主に社会科で主権者教育を行っています。

小学校では、六年生の時に政治の働きの学習で、

中学校では、公民的分野で、

議会制民主主義について学習する際、

選挙の意義について学んでいます。

また、新聞大好きプロジェクトを通して、

社会の様々な事象に関心をもたせるとともに、

自分の考えをもたせ、

多面的、多角的に考察する学習にも

取り組んでいます。

今後も学習指導要領の内容を踏まえ、

発達の段階に応じた

主権者教育を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

- 一 主権者教育について
- (二) ウ 政治的リテラシーの教育について

【要旨】

主権者教育において

「政治的リテラシー」教育を

中学校段階から取り組むべきと考えるがいかがか。

また、アクティブ・ラーニングを

活用すべきと考えるが合わせて伺う。

○政治的リテラシー

政治に参加する市民に求められるスキルや政治的判断力・批判力など。

○アクティブ・ラーニング

教師からの、一方的な講義ではなく、子どもたちが、主体的に、他者と対話しながら、問題解決に向かって深く学んでいく学習スタイル。次期学習指導要領の重要な概念の一つとなっている。

一(二)ウ

次に、政治的リテラシーの教育にかんする
ご質問にお答えします。

政治的リテラシーの教育につきましては、
中学校の社会科の公民的分野において、
現代の諸課題について公正に判断したりする力や
現代社会に見られる課題の解決を視野に
社会にかかわろうとする態度を
育てていくことが求められていることから、
中学校段階から、取り組んでいくことが
大切であると考えます。

政治的リテラシーを身に付けるには、
諸資料に基づいて、
多面的、多角的に考察を行う学習が不可欠です。
このため、主体的に考えたり、議論したりする

【後頁に続く】

(答 弁 案)

教育長答弁

教育振興部教育指導課

坂口 勝也

公明

個人

八

【前頁から続く】

「アクティブラーニング」は、
とても有効な学習方法であり、
その活用に努めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

一 主権者教育について

(二) エ 政治活動と政治教育の違いの徹底について

【要旨】

主権者教育を行うにあたり、政治活動と政治教育の違いをしっかりと徹底すべきであると考えますが、区の見解を伺う。

一(二)エ

次に、政治活動と政治教育の違いの徹底についてお答えします。

教育基本法第十四条にあるとおり、良識ある公民として必要な政治的教養を身に付けるために、

国家・社会の諸問題の解決に主体的にかかわっていく意識や態度を涵養する政治教育が重要であると考えます。

一方、教員が政治教育を行う場合は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならないと示されています。

今後も、

校園長会をはじめ、様々な研修会の場で

【後頁に続く】

(答 弁 案)

教育長答弁

教育振興部教育指導課

坂口 勝也

公明

個人

八

【前頁から続く】

政治教育への正しい理解の徹底を図り、
学校における政治的中立性の確保について
指導してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

二 投票環境の向上について

- (一) 共通投票所の設置及び期日前投票所の時間拡大について、どのように考えるか。
- (二) 十八歳未満の投票所同行の状況を伺う。また、同行可能な旨、積極的に広報すべき。
- (三) 期日前投票所の増設について、見解は。
- (四) 立会人の若者採用は、できないか。
- (五) 選挙公報のホームページ公表や期日前投票所への掲示をすべき。

【要旨】

公職選挙法の改正により、共通投票所の設置、期日前投票の時間拡大、投票所に同行できる子どもが、「十八歳未満」に拡大されたことをふまえて、問う。

坂口 勝也	公明	個人	八
-------	----	----	---

二(一)、(二)、(三)、(四)、(五)

次に、投票環境の向上に関する質問のうち、

共通投票所の設置及び期日前投票所の、

時間拡大についてです。

共通投票所の設置については、

二重投票を防ぐために、

区内全投票所の選挙人名簿をオンラインで、

結ぶ必要があることから、

システム構築上の技術的な課題や、

システム障害に備えた保全措置及び、

障害発生時における来場者の対応などに、

課題があります。

現時点では、都内いずれの自治体も、

設置は困難と考えており、

引き続き、導入の可能性や是非を

検証してまいります。

【次頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	八
-------	----	----	---

【前頁から続く】

期日前投票所の時間延長については、

投票の利便性の向上を図ることができるものの、

日々の選挙人名簿の調製に要する時間や、

投票管理者及び投票立会人等の負担増も、

考慮する必要もあることから、

今後の検討課題とさせていただきます。

次に、同伴する十八歳未満の子どもの、

投票所入場にかかる状況と広報についてです。

今回の参議院議員選挙では、

中高校生の入場は少なかったものの、

多くの投票所で、同伴する子どもの、

入場がありました。

子どもを投票所に連れて行き、

現実に投票している姿を見せることは、

【次頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	八
-------	----	----	---

【前頁から続く】

将来の有権者への有効な啓発に、
つながるものと考えています。

今後の啓発活動や、選挙時の広報を通じ、
投票所に同伴して入ることのできる、

子どもの範囲拡大について、
周知に努めてまいります。

次に、期日前投票所の増設についてです。

期日前投票における投票者数は、

平成十五年の制度発足以来、

認知度の高まりとともに、

堅調に推移しており、

有権者の間に、期日前投票制度が、

定着していることが伺えます。

期日前投票の果たす役割は、

より一層、重要になっていると考えますので、

【次頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	八
-------	----	----	---

【前頁から続く】

既存の期日前投票所の

地域バランスを考慮しながら、

今後の選挙に向けて、

期日前投票所を増設するため、

具体的な検討を進めてまいります。

次に、若者の立会人選任についてです。

未来を担う若い世代の方々に、

選挙を身近に感じてもらい、

政治への参加意識を高める取り組みとして、

若者の立会人選任は、

有効であると考えております。

担い手となる、

明るい選挙推進委員の選任に際して、

若年層の選任を進めるとともに、

明るい選挙推進委員の皆さまに、

【次頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	八
-------	----	----	---

【前頁から続く】

地域在住の大学生等をご推薦いただくなど、若年層の選任を積極的に進めてまいります。

次に、選挙公報のホームページ公表や、期日前投票所の掲示についてです。

選挙公報を選挙管理委員会ホームページに掲載することは、

有権者に対する啓発及び周知活動の一環として行うことは可能とされており、インターネット環境の進展とともに、閲覧の利用度は、高まりつつあります。

公示日又は告示日以降、できるだけ、すみやかに多くの方に、閲覧いただけるよう、ホームページ掲載の周知を工夫してまいります。

【次頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	八
-------	----	----	---

【前頁から続く】

選挙公報の期日前投票所における掲示については、候補者等を平等に取扱うことが難しく、

選挙の公正に支障を生じる恐れが、あります。

期日前投票所で、選挙公報を必要とする、

皆さまの要望に、すみやかに応えられるよう、

期日前投票所に、選挙公報を備え置くとともに、

各期日前投票所における、

備え置きにかんして、

周知を工夫してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

三 希望がゆきわたる北区へ

(一) 子どもの貧困について

ア 奨学金のうち大学受験料や入学金にあてるものについても収入認定せず減額しない運用見直しについての区の現状

【要旨】

貧困の連鎖を防ぐため、

昨年、区に於いても生活保護世帯で

高校生が奨学金やアルバイト代から

学習塾の授業料や教材費、交通費に使用しても

保護費を減額しないこととなった。

今年度、厚労省では公明党の質問に対し、

新たに奨学金について、

大学の受験料や入学金についても

収入認定せず減額しない運用へ見直すとのこと。

区に於ける現状について伺う。

坂口 勝也	公 明	個 人	八
-------	-----	-----	---

三―(一)ア

次に、「希望がゆきわたる北区へ」の「質問について、お答えします。

はじめに、子どもの貧困についてです。

生活保護世帯の高校生の奨学金やアルバイト代についても金銭収入である以上、

全て収入として認定するのが原則ですが、

学習塾の授業料や教材費など、

自立助長のために使われた分は

収入認定から除外することとなっています。

さらに、生活保護実施要領の一部改正により、

本年七月からアルバイト代に加えて奨学金についても大学の受験料や入学金等にあてる場合には

収入認定除外の対象となりましたので

奨学金を利用して高等学校等に就学している

世帯に情報提供し、

適切に対応してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

三 希望が、ゆきわたる北区へ。

(一) 子どもの貧困について

イ 就学援助について

【要旨】

中学校入学前の制服代等の前倒し支給が実施できないか。

坂口 勝也

公明

個人

八

三(一)イ

次に、就学援助の中学校入学前の前倒し支給について
お答えいたします。

制服代等を含む就学援助の新入学学用品等購入費を
中学校入学前に前倒し支給する場合、
支給の判定にかかわる所得の考え方や
支給後の転出等で
支給要件から外れるときの取り扱い
及び、転出先自治体での重複支給など
課題がいくつかありますので、
今後、子どもの貧困対策を検討する中で、
調査・研究してまいります。

坂口勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

三、希望がゆきわたる北区へ

(二)介護サービスについて

ア 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスのうち、区独自の基準による生活支援サービス実施にあたり、従事者研修制度を実施すべきと考えるがいかがか。

イ 訪問型サービスA事業をシルバー人材センターで取り組んではどうか。

坂口勝也	公明	個人	八
------	----	----	---

三(二)ア・イ

次に、介護サービスについての質問のうち

介護予防・日常生活支援総合事業の

生活支援サービス従事者研修制度についてです。

区独自の緩和した基準による

サービス構築には、元気高齢者を含めた

新しい担い手を発掘することが不可欠です。

サービスの質を確保するためには、

研修は必須であると認識しており、

区が主体となり従事者研修を実施する予定です。

研修カリキュラムは、国のガイドラインに基づき

生活援助に係るサービスを提供する際の

基本的な考え方や高齢者への理解・配慮などを中心に

構築してまいります。

次に、訪問型サービスA事業への

シルバー人材センターの活用についてです。

(後頁へ続く)

坂口勝也

公明

個人

八

(前頁から続く)

区といたしましては、来年度の事業導入に向けて、家事援助サービスの事業実績のあるシルバー人材センターとサービス内容や人員配置・設備・運営などの基準について、協議を進めております。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

三 希望が、ゆきわたる北区へ

(三) シティプロモーションについて

ア 北区シティプロモーション方針の数値目標についての区の見解を問う。

イ ターゲットの絞り込みについて

【要旨】

ア 本年三月に、区の魅力と個性を発信するため、北区シティプロモーション方針を策定したが、ターゲットは「区民、通勤通学圏内の二十代から四十代の子育てファミリー層や若年層」、期間は「三十一年度までの五年間」となっている。この目標を達成するには、数値目標をきちんと立てPDCAサイクルをしっかりと回していくこと、未達成の場合は検証し、再度チャレンジすることが大切と考える。

イ あわせて、ターゲットをもっと絞り込む必要性があると考えるがいかがか。

坂口 勝也

公 明

個 人

八

三(三)ア、イ

次にシティプロモーションにかんする質問について、
順次、お答えします。

まず、シティプロモーションの数値目標についてです。

北区では、区民が地域に対する魅力を認識し、
誇りと愛着を持つことと、

子育てファミリー層や、若年層の定住化促進を目的に、
シティプロモーションを推進しています。

推進にあたっては、その取り組み状況を把握するため

新聞などへの掲載件数や広告換算値、

また、フェイスブックやツイッターの登録者数、

ユーチューブの再生回数など、SNSを活用した

情報発信の効果を指標として設定しています。

あわせて、三年に一回「都市イメージ調査」を実施し、
様々な取り組みの成果と、課題を十分検証しながら
住むなら北区と言われるよう、工夫を重ねてまいります。

(後頁に続く)

坂口 勝也

公 明

個 人

八

(前頁から続く)

なお、ターゲットについては、

シティプロモーションの目的を実現するため

年代や対象地域を明確に決めました。

引き続き、「ブランドメッセージ」住めば、北区東京。」を

活用しながら、伝えたいターゲット層に

魅力的な情報が届くよう努めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

三 希望が、ゆきわたる北区へ。

(三) シティプロモーションについて

ウ 学校跡地等に子育てするならば北区が一番の象徴となるような大型遊具等を備えた子育て拠点施設を整備し、区内外へアピールすべきと考えるがいかがか。

【要旨】

シティプロモーションにて外部人口を誘引することは重要ですが、今現在住んでいる区民の方の満足度を高めることも大きなアピールになると考え、そこで伺う。子育て世帯からは「小さなお子さんが遊ぶ公園等が多いが、小学生が思い切り遊ぶ施設を整備してほしい」との声を伺うが、学校跡地等に子育てするならば北区が一番の象徴となるような大型遊具等を備えた子育て拠点施設を整備し、区内外へアピールすべきと考えるがいかがか。

坂口 勝也

公明

個人

八

三(三)ウ

次に、子育て拠点施設の整備による

区内外へのアピールについて、お答えします。

大型遊具等を備えた子育て拠点施設は、

利用者にとって魅力的な施設であると考えています。

一方で、施設を整備するにあたっては、

コスト面や整備用地の課題などがあります。

現在、地域における子育て支援の拠点として、

子どもセンター等を整備し、

親と子の育ちの機会や、交流の場を提供し、

子どもや子育て家庭の支援に努めています。

今後、センターでの取組みを充実するなかで、

取組みの先進性を区内外にアピールするとともに、

総合的な子育て支援の核となる施設についても、

そのあり方を含めて、検討してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

三 希望が、ゆきわたる北区へ

(三) シティプロモーションについて

エ 北区ニュースの課題と今後について見解を問う。

【要旨】

現在の北区ニュースは情報量が多く、区民からどの情報が重要なのか分かりづらいとの指摘がある。

また、どれだけの区民が読んでいるのか、若い世代への情報発信のあり方等、北区ニュースの課題と今後について伺う。

坂口 勝也

公 明

個 人

八

三(三)エ

次に北区ニュースの課題と今後についてお答えします。

北区ニュースは、区政にかんするさまざまな情報を

分かりやすく、正確に伝えるため、

毎月三回、区内全世帯に配布するとともに、

ホームページやスマートフォンからも

情報提供を行っています。

どれだけの区民の方が読んでいるかについての把握は

行なっておりませんが、区民意識意向調査によると、

区政情報の入手先で最も多いのは、

「北区ニュース」となっており、

広報紙として一定の役割を果たしていると認識しています。

しかし、提供する区政情報が年々、増加傾向にあるなか、

より分かりやすく、効果的な紙面構成や、

北区ニュースをあまり読まないと思われる若い世代への

情報発信のあり方などが課題となっております。

(後頁に続く)

坂口 勝也	公 明	個 人	八
-------	-----	-----	---

(前頁から続く)

今年度は、区への誇りと愛着を高めてもらうため、毎月一日号に区の魅力を紹介するコラムを設けたほか、十一月二十日号については、カラーページを追加し、区の魅力特集を行う予定です。

今後、多くの方に興味・関心をもっていただけのような魅力的な紙面づくりに取り組むとともに、SNSなど、さまざまな情報伝達媒体の特徴を生かして、伝えたいターゲットに直接届く、戦略的な情報発信に努めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

三 希望が、ゆきわたる北区へ

(三) シティプロモーションについて

才 他自治体では、区民の方を入れて編集を行ったり、転入者向けのフリーペーパーなど、若い世代が読みやすい冊子を民間と共同で制作・配布し、魅力をアピールしている。区でも実施してはどうか。

坂口 勝也

公 明

個 人

八

三(三)才

次に、民間などと共同し、若い世代が読みやすい冊子を作成することについてお答えします。

北区では、区の若手職員によるO-K-I-S-S(オーキッス)や、地元の大学生によるU-K-I-S-S(ユーキッス)と協力・連携して、区の魅力をPRする様々な取組みを推進しています。

なかでも、平成二十八年一月発行の若者や子育て世代への魅力情報を紹介したフリーペーパー「北区でくらす」は、新聞などへの掲載や、多くの方から配布の希望をいただくなど高い反響がありました。

今後も、区の魅力が、若年層及び子育てファミリー層へ効果的に伝わるよう、他の自治体の取組みなども研究しながら、区民の目線に立って、様々な工夫してまいります。

坂口 勝也

公 明

個 人

八

(質問の事項及び要旨)

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(一) 公共施設の耐震対策について

ア 公共施設の耐震補強の現状等について

【要 旨】

熊本地震では、耐震補強された庁舎でも継続使用できないうものがあつた。

区内公共施設の耐震補強の現状を伺う。

震度六強程度の地震発生時の庁舎をはじめとした耐震補強後の公共施設の継続使用の見通しを伺う。

坂口 勝也

公 明

個 人

八

四―(一)―ア

次に、熊本地震からの教訓、防災対策について、お答えします。

まず、公共施設における耐震補強の現状と震災時の継続使用の見通しについてです。

区有建築物は、防災上重要な二百八十八棟を対象として、耐震化整備プログラムに基づき補強等を進めてまいりました。

その結果、平成二十七年度末の耐震化率は、暫定耐震補強である第一庁舎・第二庁舎を除き約九十四・四パーセントとなっております。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

個 人

八

(前頁から続く)

震災時における耐震補強後の

区有建築物につきましては、

その重要度に応じて耐震性を高めており、

構造体の損傷による

継続使用への影響は少ないものと考えられます。

ただし、天井仕上げ材等の

非構造部材の損傷等による支障は、

ある程度発生するものと思われま

す。また、暫定耐震補強である第一庁舎・第二庁舎は、

確実に継続使用が可能である状況とは言えませんが、

人命を損なわない程度の耐震性を

おおむね満たしております。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(一) 公共施設の耐震対策について

イ 災害対策本部の代替拠点としての防災センターへの設備の配備について

【要旨】

災害対策本部の代替拠点となる防災センターに、地震で本庁舎が継続使用できなくなった場合に備え、同様の設備を配備すべき。

現況はどうなっているか。

坂口 勝也

公 明

個 人

八

四(一)イ

次に、災害対策本部の代替拠点としての、

防災センターへの設備の配備についてお答えします。

北区地域防災計画では、

大規模な災害が発生した際に、災害対策本部を

本庁舎に設置が不可能なときは、

防災センターに本部を設置することとしています。

区ではこの計画に基づき、防災センターに

各種防災無線をはじめ、東京都災害情報システム、

Jアラート等の災害時における

本部の中核機能となる情報通信基盤を整備し、

本庁舎と同等の設備を配備しています。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

四一(一)

ウ 新庁舎建設への免震・制震構造の採用について

【要旨】

熊本地震では、行政庁舎をはじめ、災害時に対応が不可欠な重要施設・拠点施設の耐震性能の課題が浮き彫りになった。

熊本市内の免震建築の建物では被害がないことから、今後予定されている新庁舎建設においても、免震・制震構造を取り入れるべきと考えるがいかがか。

坂口 勝也

公明

個人

八

四一(一)ウ

次に、新庁舎建設についての「質問にお答えします。区では、平成二十四年三月に策定した

「東京都北区新庁舎建設基本構想」において、

目指すべき庁舎像の第一に

「安全・安心の拠点となる庁舎」を設定するとともに、基本機能の一点目に「防災拠点機能」を示すなど、災害に強く、防災拠点となる庁舎の建設を最優先に掲げております。

今後、計画の具体化にあたっては、

ご提案の免震や制震構造などを含め、

災害時においても、庁舎を継続して

使用することができるよう、

十分に意を用いながら、

検討を進めてまいりたいと存じます。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(二) 避難所・避難者対策について

ア 避難所の収容人数と、車中泊によるエコノミー
クラス症候群の対策について

【要旨】

熊本地震の益城町では避難所に入れず車中泊、テント泊が多数生じた。

区内の避難所の収容人数は何人か。

また、車中泊等が生じた場合のエコノミークラス症候群の対策が必要ではないか。

坂 口 勝 也

公 明

個 人

八

四(二)ア

次に、避難所の収容人数と、車中泊によるエコノミークラス症候群の対策について、お答えします。

北区地域防災計画における被害想定では、避難計画人口は最大で約七万三千人としていますが、区立小中学校を中心とする避難所の収容人数は、今年の四月一日現在、約十三万人となっています。

車中泊については、避難所が充足しているため、原則、避難所への移動をお勧めすることとしています。

避難者の事情等により、車中泊を行う場合は、区はその実態を把握したうえで、エコノミークラス症候群の予防措置を周知するとともに、保健師等による巡回健康相談を実施する計画としています。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(二) 避難所・避難者対策について

イ 避難所における要配慮者対策、女性のプライバシー確保、ペット対応について

【要旨】

熊本地震の益城町では、要配慮者も一般の避難所に避難し不自由に過ごした。女性は着替えが難しく、ペットは避難所に入れなかった。

北区における障害者、要介護者、妊婦等の要配慮者の避難対策や、女性のプライバシー確保、ペットの同行対策について、どのようなになっているか。

四 (二) イ

次に、避難所における要配慮者対策、女性のプライバシー確保、ペットの対応について、お答えします。

北区地域防災計画では、要配慮者の避難について、日常の施設への通所等の状況に応じ、福祉避難所や避難所内の福祉避難室に避難する計画としています。

福祉避難所については、本年四月に国が「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」をまとめしており、これを参考にしながら、取り組むべき課題等について、整理を行いながら、対応を進めていきます。

一般の避難所における要配慮者への対応については福祉避難所に準じた環境が整えられるよう、今後検討を進めていきます。

(後頁へ続く)

坂口 勝也	公 明	個 人	八
-------	-----	-----	---

(前頁から続く)

また、女性のプライバシー確保については、

男女双方の視点に配慮した避難所運営が図れるよう、

避難所開設運営訓練や研修等を通じて、

女性リーダーの育成を推進するとともに、

避難所の施設・設備面での対策についても

引き続き取り組みを進めます。

さらにペットについては、

避難所への飼い主とペットの

同行避難の対応が求められており、

国が作成した「災害時におけるペットの

救護対策ガイドライン」を参考にして、

今後、検討していきます。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(三) 情報伝達について

ア 情報提供のさらなる強化と防災無線の難聴対策について

【要旨】

災害時の情報提供のさらなる強化として、SNS（ソーシャルネットワークサービス）やデジタルサイネージ（電子掲示板）を活用してはどうか。

防災無線が聞き取れなかった場合の対策として、パソコンでの確認や携帯電話への自動送付システムを導入してはどうか。

坂 口 勝 也

公 明

個 人

八

四(三)ア

次に、情報提供のさらなる強化と、

防災無線の難聴対策について、お答えします。

災害時に最も重要とされるのは、

正確な情報を、迅速かつわかりやすく伝えることです。

区ではこれまでも、さまざまな手段を用いて

災害に関する情報提供体制の充実と、

区民への活用の呼びかけを実施してきました。

今後もさらなる強化を図るため、SNSやデジタル

サイネージなど多様な媒体の活用を検討します。

また、防災無線の難聴対策については、

ご提案の手法の検討を含め、

引き続き、

拡声スピーカーのデジタル化や新增設、

ケーブルテレビ局との連携などにより、

改善を図るよう進めていきます。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(三) 情報伝達について

イ 物資発注のシステム導入について

【要旨】

熊本地震では、避難所で必要とする物資をタブレット型コンピュータに入力し発注するシステムが活用された。

北区においても導入を検討してはどうか。

坂口 勝也

公 明

個 人

八

四(三)イ

次に、物資発注のシステム導入について、
お答えします。

熊本地震では、国が主導し、
情報システム事業者等の協力を得て、
タブレット型コンピュータを活用し、
支援物資の受注を一元管理するとともに、
発注の重複を避け、
物資供給の効率を高める取組が試行されました。
災害時に、避難所の需要にマッチした
物資供給を迅速に行うことは、
非常に重要な点であり、
取組みの成果や検証結果を踏まえ、
研究を進めていきます。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(四) 受援体制について

ア 災害時におけるボランティアの臨機応変な対応について

【要旨】

災害時に、全国から集まるボランティアが、災害ボランティアセンターで受け付けた活動だけでなく、実際の支援ニーズに臨機応変に対応できるよう、しくみを検討すべきと考えるがいかがか。

坂口 勝也	公 明	個 人	八
-------	-----	-----	---

四(四)ア

次に災害時におけるボランティアが、

臨機応変に対応できる仕組みについて、お答えします。

熊本地震では、ボランティアと被災者のニーズとの
ミスマッチが報道されましたが、

ボランティア等の安全確保やトラブル防止のためにも、
災害ボランティアセンターによる調整が

重要と考えています。

そのため、区は、災害発生時に、

災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げるため、
北区社会福祉協議会及び北区市民活動推進機構と

「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」
を締結しております。

過去の災害を踏まえ、全国から参集してくる

ボランティアが、その力を十分発揮できるよう、

協定書に基づき運営訓練を実施するなど、

支援対策を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(四) 受援体制について

イ 災害ボランティアの活動拠点となる「みどりと環境の情報館」の地理的課題について

【要旨】

北区では災害時に「みどりと環境の情報館（旧豊島東小学校跡地・豊島五丁目団地内）」が災害ボランティアの活動拠点となるが、地理的課題についてどのように考えているか。

坂口 勝也

公明

個人

八

四(四)イ

次に、災害ボランティアの活動拠点となる

「みどりと環境の情報館」の地理的課題について、
お答えします。

同館は、高速道路の出入口に近く、

王子駅からのバス便も頻繁に運行されています。

但し、災害の状況によっては、

施設が機能しなくなる可能性がありますので、

代替機能の確保については、

今後の検討課題としていきます。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(四) 受援体制について

ウ 職員の応援体制について

【要旨】

熊本県から福岡県への職員の応援要請は4日後であった。

要請を待つプル型から、要請を待たず派遣するプッシュ型の仕組みを検討してはどうか。

坂 口 勝 也

公 明

個 人

八

四(四)ウ

次に、職員の応援体制についてお答えします。

大規模な災害が発生した際の人的支援については、
全国市長会や特別区長会を通じて、
被災自治体からの支援要請が、
速やかに伝達されています。

被災自治体への職員派遣は、
基本的には、この枠組みの中で、
対応していきたいと考えていますが、
今後の災害時における職員派遣については、
今回の熊本地震への対応などを踏まえ、
東京都や他区と連携しながら
研究すべき課題と認識しています。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(四) 受援体制について

工 支援物資の受入・配分体制と避難所への輸送体制について

【要 旨】

熊本地震では、人手不足から膨大な支援物資が中継地点に山積し、避難所への配送が滞ったため、国は県の施設を介さず直接運搬する方法に変更した。

区の現計画では、支援物資の受入・配分体制をどのように考えているのか。

また、直接避難所等に送る体制を検討すべきではないか。

坂口 勝也

公 明

個 人

八

四（四）エ

次に、支援物資の受入・配分体制と避難所への輸送体制について、お答えします。

北区地域防災計画では、地区外から輸送された食糧及び生活必需品等を避難所等へ搬送するための仕分けや一時的保管機能を持つ場所として、滝野川体育館などを「地域内輸送拠点」として指定しています。

計画では、この輸送拠点から各避難所へ、区有車や協力協定に基づく車両により、物資を輸送することとしています。

地域内輸送拠点を介さず直接避難所へ物資を輸送する点については、物資を供給する様々な主体と避難所のニーズをマッチングさせる仕組みを構築する必要があり、国や東京都、周辺区との調整が不可欠と考えますので、広域的な課題として、今後、検討していきます。

坂口勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(四) 受援体制について

オ 災害時の情報システム対策について

【要旨】

り災証明などは世帯員が役所に出向かなければ受け取れず、実際には大きな被害を受けた世帯ほど、そこに居住している可能性が低いいため、ネットによるオンライン受付を希望する声や、役場も被害を受け、システムが機能を失った場合のため、自治体間ネットワークシステムを求める声もあったが、区においても検討すべきと考えるがいかがか。

坂口勝也

公明

個人

八

四(四)才

次に、災害時の情報システム対策について
お答えいたします。

大規模な災害発生時に、被災者に対し、
可能な限り早急に災証明書を発行するためには、
り災台帳を作成し、発行するためのシステムの構築が
必要であると考えており、
今後、構築に向けた検討を進めるとともに、
ご指摘の遠隔地からの申請受付につきましても、
併せて研究いたします。

区役所庁舎自体が被災した場合を想定して、
現在、区民の皆さまの情報につきましては、
毎週二回のバックアップを実施し、
遠隔地保管を行っておりますが、
今後、新たな対策についても、
研究を進めていきます。

坂口 勝也

公明

個人

八

四 熊本地震の教訓、防災対策について

(五) さらなる災害時の相互応援協定の締結について

【要旨】

今後の首都直下地震等に備え、他自治体とのさらなる災害相互応援協定の締結を結ぶべきではないか。

坂口 勝也	公 明	個 人	八
-------	-----	-----	---

四（五）

次に、さらなる災害時の相互応援協定の締結について、お答えします。

大規模な災害が発生した場合、行政区域を超えた広域の応援体制が必要であり、現在、四市町や特別区間との相互応援協定を締結しています。

熊本地震を契機に、自治体間の相互応援関係の必要性を再認識したところですので、協定の締結に向け、今後とも、積極的に取り組みを進めていきます。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

五 豊島地域の諸課題について

(一) 豊島四丁目、日本油脂跡地について

【要旨】

豊島四丁目、日本油脂跡地についてはマンションや商業施設の建設計画の協議が進行中と聞いているが、現時点での計画内容と建設の見通しはどうか。また、周辺道路環境の安全対策についてはどうか。

坂口 勝也	公 明	個 人	八
-------	-----	-----	---

五(一)

次に豊島地域の諸課題について、
お答えいたします。

まず、豊島四丁目、日本油脂跡地についての
ご質問です。

現時点の跡地開発計画は、
UR都市機構ほか四事業者が進めるもので、
開発地内に公園、道路などの公共施設を
整備するとともに、敷地を二つの区画に分割し、
都道に面した区画には、防災機能を有した、
商業施設等を建設し、
隅田川沿いの区画には、
ファミリー向けマンションを
建設する予定となっております。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

個 人

八

(前頁から続く)

また、周辺道路環境の安全対策としては、開発地西側の一方通行区道を拡幅し、拡幅区間のみ相互通行とすることで、豊島区民センター方面への交通の影響を軽減する内容となっております。

この計画を実現するためには、現在定められている地区計画を変更する必要がある、これまで、事業者は、区及び東京都等関係機関と協議を進めてまいりましたが、このたび、おおむね協議が整ったので、区といたしましたしては、都市計画の手続きに入り、今年度内の地区計画変更を予定しています。

詳細な変更内容につきましては、所管の委員会でご報告させていただきます。

坂口勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

五 豊島地域の諸課題について

(一)王子駅周辺の駐輪場整備について

【要旨】

王子駅周辺は、歩道も狭く、放置自転車も多い。抜本的対策として、他自治体では、スペースのとらない立体式駐輪場を整備し成功している事例もある。区においても整備すべきと考えるが、王子駅周辺の放置自転車対策について伺う。

坂口勝也

公明

個人

八

五(二)

次に、王子駅周辺の駐輪場整備について
お答えします。

王子駅周辺の放置自転車対策につきましては、
コイン式の「王子駅明治通り自転車駐車場」を
平成二十六年四月に開設し、
二時間までの利用を無料としたほか、
土曜・日曜の撤去作業を行うなど、
強化に努めておりますが、
さらなる放置自転車対策は必要と考えています。
今後も駅周辺での設置検討や
鉄道事業者等の協力を求めるなど、
駐輪場の確保に努めてまいります。
また、ご提案のありました
立体式駐輪場につきましては、
検討を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

五 豊島地域の諸課題について

(三) 補助八十八号線の進捗状況等について

【要旨】

補助八十八号線については拡幅事業が長期にわたっているが、現在の進捗状況と自転車道整備、電柱の地中化の見通しについて伺う。

坂口 勝也

公明

個人

八

五(三)

最後に、補助八十八号線の進捗状況等について
お答えします。

東京都からは、

平成二十七年末現在、

用地取得率は九十九パーセントで、

現在、一部区間において

電線共同溝の設置が完了していると

聞いております。

今後、電線類の引き込み工事が

終了した区間から、

歩道等を整備し、一部交通開放を行い、

平成三十一年度末、

全区間完了を予定しているとのこととです。

なお、自転車道の整備については、

現在、関係機関と調整を行っていると

聞いております。